

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十七号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。